

### 第13条 「変更・休会・退会」

- ① 会員は氏名、住所、その他入会申込書記載事項に変更があった場合は、速やかに当グループへ届け出るものとする。
- ② 休会は事故や怪我又はやむを得ない事由がある場合のみに適用する。
- ③ 休会者は休会希望日までに当グループへ休会届にて手続きしなくてはならない。
- ④ 入会后、6ヶ月間は退会できない。
- ⑤ 退会者は退会希望の当日までに当グループまで退会届にて手続きをしなくてはならない。

### 第14条 「あしたかミズノキッズクラブの休校」

当グループは、下記いずれかに該当する場合、本スクールを休校することが出来るものとする。

- ① 本スクールの定める休日
- ② 開催施設の休業日
- ③ 施設保守・点検又は補修・改修をする場合
- ④ 気象障害、その他外因事由により、その災害が会員に及ぶと当グループが判断した場合
- ⑤ その他、本スクール運営上やむを得ない事由の発生した場合

### 第15条 「指導者」

当グループはスクール指導者に対して円滑なスクール運営を行なう為、指導者の体制を変更することができる。

### 第16条 「諸会費の変更」

当グループは会員が負担すべき諸会費を、変更することが出来るものとする。ただし、変更が生じた場合には、変更の2ヶ月前までに会員へ告知するものとする。

### 第17条 「個人情報の保護」

当グループは、当グループの保持する会員の個人情報を、当グループが別途定める個人情報保護方針に従って管理するものとする。

### 第18条 「写真の取り扱い」

当グループは、スクール中に撮影した写真を当グループ主催のスクール、イベントのPR活動に活用できる。

### 第19条 「会則の改定」

当グループは必要に応じて規約の改定を行う事が出来る。なお、改定した規約の効力は会員に及ぶものとする。

### 指導理念

#### ○ 個人の能力にあった個別指導を目指す

選手は個々によって技術・戦術・体力・認知力・コミュニケーション能力など様々な個人差はあるが、各競技スポーツを通じ団体競技の中での個別(個人)指導を目指す。